

— 厚生労働大臣が定める揭示事項 —

当院は東海北陸厚生局の指定を受けた保険医療機関です。

■ マイナンバーカードが保険証として利用できます

当院は質の高い診療を実施するためオンライン資格確認のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています

■ 診療時間について

当院は月～土の午前診療 9：00～13：00 午後診療 14：00～18：00 を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により土曜日 12：00 以降は夜間早朝加算(50点)が適応されます。

■ 診療時間外の緊急対応について

当院は継続的に通院している患者様が診療終了後の数時間に緊急の相談がある場合対応できる体制を整えております。

- ・ 院内に掲示されている緊急連絡先にご連絡ください。理事長が対応いたします。
- ・ 万が一すぐに電話が繋がらない場合はメッセージを残していただくか、愛知県救急医療情報センター（052-263-1133）へお問い合わせください。

■ 明細書について

当院では患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書とともに明細書を無料で発行いたします。また、医療費の自己負担がない方についても明細書を無料で発行いたします。

■ 発熱外来について

当院では感染管理者である理事長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる患者の外来診療に対応します。発熱症状のある患者様は受診前に当院へご連絡ください。

（電話番号：052-586-9629）

■ お薬について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに医薬品の安定供給に向けて取り組んでおります。医薬品の供給不足などにより患者様へお渡しする医薬品が変更となる可能性があります。適切に対応できる体制を整備しております。

■ お薬の長期処方について

当院では患者様の状況に応じて28日以上長期処方の投薬を行うことが可能です。なお長期処方が可能かどうかは病状に応じて担当医が判断いたします。

■ 院内禁煙と禁煙外来について

当院は院内禁煙を実施しております。敷地内全面禁煙となりますのでご協力をお願いします。また、禁煙治療を保険診療でおこなっておりますので、治療を希望される方はご相談ください。

当院では以下の診療報酬施設基準を整備し東海北陸厚生局に届出したうえで算定しています。

- | | |
|---------------|------------------|
| ・ 医療情報取得加算 | ・ 医療 DX 推進体制設備加算 |
| ・ 夜間早朝加算 | ・ 時間外対応加算 3 |
| ・ 明細書発行体制加算 | ・ ニコチン依存症管理料 |
| ・ 外来感染症対策向上加算 | ・ 外来後発医薬品使用体制加算 |

